

栃木県自殺対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 県内の関係機関・団体等が適切な役割分担と効果的な連携の下、官民が一体となって自殺対策を推進し、本県の自殺者数及び自殺率の減少を図るため、栃木県自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する情報収集及び意見交換に関すること。
- (2) 自殺対策に関する各機関・団体等の役割分担の明確化及び連携体制の構築に関すること。
- (3) その他、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体等から推薦された者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりそれぞれ選出する。

2 会長は、協議会を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。

この要綱は、平成23年7月18日から施行する。

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

別表 栃木県自殺対策連絡協議会構成機関・団体等一覧

No.	機関・団体等
1	宇都宮市保健所
2	健康保険組合連合会栃木連合会
3	済生会宇都宮病院 救命救急センター
4	自死遺族
5	自治医科大学
6	下野新聞社
7	栃木いのちの電話
8	栃木県医師会
9	栃木県医療社会事業協会
10	栃木県看護協会
11	栃木県教育委員会事務局
12	栃木県経営者協会
13	栃木県警察本部
14	栃木県健康福祉センター
15	栃木県建設産業団体連合会栃木県建設業協会
16	栃木県高等学校長会
17	栃木県市長会
18	栃木県司法書士会
19	栃木県社会福祉協議会
20	栃木県小学校長会
21	栃木県商工会議所連合会
22	栃木県商工会連合会
23	栃木県女性団体連絡協議会
24	栃木県私立中学高等学校連合会
25	栃木県精神衛生協会
26	栃木県精神科診療所協会
27	栃木県精神保健福祉士会
28	栃木県精神保健福祉センター
29	栃木県総合教育センター
30	栃木県中学校長会
31	栃木県町村会
32	栃木県農業協同組合中央会
33	栃木県弁護士会
34	栃木県民生委員児童委員協議会
35	栃木県立岡本台病院
36	栃木県林業団体連絡協議会栃木県森林組合連合会
37	栃木県臨床心理士会
38	栃木県老人クラブ連合会
39	栃木県労働基準協会連合会
40	栃木県労働者福祉協議会
41	栃木産業保健総合支援センター
42	栃木労働局
43	獨協医科大学
44	日本産業カウンセラー協会北関東支部栃木事務所

(50音順)